

2月24日(日)「辺野古新基地建設」を巡る沖縄県民投票



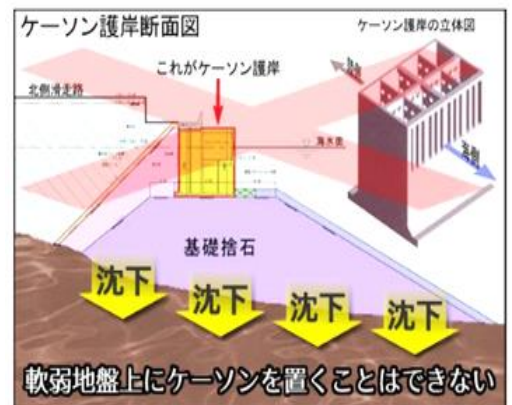
呼応して本土でも市民投票を！

反対に○

文責・HN【オニヤンマ】

◆この2月24日(日)、沖縄県辺野古に米軍の新基地を建設するための埋立ての賛否を問う県民投票が実施されます。当初、5市が県民投票に反対していましたが、最終的に県下の41市町村すべてが実施することになりました。これまで、新基地建設に反対する翁長前知事や玉城知事の当選により、県民の新基地反対の意思が示されたとは言え、それはあくまで間接的なものでしたが、今回はずばり新基地建設についての県民の賛否を問うものであり、法的に拘束力がなくとも、政治的に大きな意味を持ちます。

◆日本国憲法第95条には、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない」と明記されています。日本全体の面積の僅か0.6%の土地(沖縄県)に、在日米軍基地全体の70.6%が置かれている特別な状態が、当該地方公共団体の住民の投票において過半数の同意が得られなくても許されるのか、という問題が出てきます。地方自治、民主主義の根幹に関わる大きな問題です。



沖縄県条例では、「賛成または反対の多い票の数が投票資格者の総数の4分の1に達したときは、知事は投票の結果を尊重し、内閣総理大臣及び米国大統領にその結果を報告する」となっています。安倍首相、トランプ大統領が沖縄県知事の報告にどう対応するか、注目されます。

◆これまで専門家が辺野古の海底にマヨネーズ状の超軟弱地盤があると指摘してきましたが、沖縄防衛局はようやく1月21日にそれを認めました。水面から30メートル下の海底に更に60メートルに及ぶ軟弱地盤があり、7.7万本の砂杭を打ち込んで地盤を強化しなければならないのです。防衛省の当初予定は、工期5年間、費用2405億円でしたが、沖縄県の試算では、工期13年間、費用2兆5500億円(私たちの税金!)かかるとのこと。他にも、活断層の存在、希少サンゴ、ジュゴン、ウミガメ、262種の絶滅危惧種、軍用機の高度制限に引っかかる学校などの建造物多数など、多くの問題があります。



◆沖縄での県民投票に呼応して、神戸・西宮・尼崎・姫路・加古川などでも、市民投票が計画されています。**神戸三宮マルイ前**では、2月21日(木)15時~16時半、22日(金)15時~16時半、23日(土)14時半~16時半、24日(日)12時~15時(開票結果発表16時)、行います。**是非、お立ち寄りください。**

NO. 145 (2019年2月14日)

★当チラシ発行責任者: 安保関連法廃止! 市民の集い 〒651-2242 神戸市西区井吹台東町1-3-2-2102
☎080-5631-7699 メールアドレス: oniyamma24@outlook.jp 西 信夫

『憲法』改正より

『日米地位協定』改定を!!

HN【AWAMORI】さんからの投稿です

憲法の上に日米地位協定がある。国会の上に日米合同委員会がある

昨年亡くなった翁長前沖縄県知事が昨年2月に全国知事会で語った言葉です。その後、国会でも野党議員を中心に日米地位協定の問題が取り上げられました。当初無関心だった全国知事会も、研究会を設置して研究を重ね、8月14日「日米地位協定の抜本的見直し」を日米両政府に提言し、昨年末には7道県36市町村が意見書を可決しました。2月7日、玉城デニー知事は岩屋防衛大臣との会談で、「地位協定の運用の改善ではなくて抜本的な改定を求め」とし、要望書を提出しました。



防衛副大臣に提言を手渡す
全国知事会長と謝花沖縄県副知事

日米地位協定による米軍の権利

- ・米軍関係者は日本国内にパスポートなしで入国できる
- ・国際免許証は不要である
- ・高速道路は無料で利用できる
- ・基地の管理権は米軍にある
- ・公務中の犯罪は米軍に裁判権がある
- ・米軍機は日本国内を好きなように飛ぶことができる
- ・米兵が重罪を犯しても裁判の対象から外すことができる
- ・米軍が罰されても補償金を日本に払わせることができる

「日本側は事実上、米軍関係者についての裁判権を放棄する」という密約が2008年アメリカの公文書で発見されました。

他の国の地位協定は？

米国は、世界に800以上の軍事基地を置き、100の国と地位協定を締結しています。NATO 同盟国には、裁判権、環境権、基地や空域の管理権を認めています。日本と同じ敗戦国であるドイツやイタリアは、事件や事故での裁判権を持ち、米軍機の飛行には国内法が適用され、夜間飛行には特別許可を必要としています。かつて米軍基地を全面閉鎖したフィリピンが再度締結した協定は、「対等」の関係です。日米地位協定は、「世界的にも異常だ」と言われています。

日本は他国と比較にならないほどの特権を、米国に与えています。

ここに含まれる「思いやり予算」は40年間で20兆円を超えているのです！

「ごまかし」は通用しない！

* 政府は、1月11日、日米地位協定の説明を変更しました。

1970年頃から国会で「一般国際法上、外国軍隊は、受け入れ国の法令は適用されず、日本に駐留する米軍も同様」と答弁し、外務省のホームページでも明記していましたが、

「国際法」という言葉を削除しました。

国際法では、受入国の法律に従うのがルールであり、米国もその見解を示したので、「ごまかし」が通用しなくなったのです。

* 現在、外務省のホームページには「ドイツは、補足協定に従い、ほとんど全ての米軍人による事件につき第一次裁判権を放棄しています」とありますが、**事実**は全く逆で、どんな場合でもドイツの裁判権で裁くと明確に書いているのです。(1998年 NATOドイツ補足協定)

国民をミスリードしてはいけません。

米軍駐留国における経費負担の国際比較

	日本	韓国	ドイツ	イタリア
米軍施設整備費	分担	分担	米側負担	米側負担
従業員労務費	分担	分担	米側負担	米側負担
光熱水費	分担	米側負担	米側負担	米側負担
負担割合	約75%	約40%	約30%	約40%

日米地位協定は、日本の在り方が問われる問題

地位協定を締結した国同士は対等で平等でなければなりません。60年もの間、占領時代のような社会に生きていながら、本土の私たちはそれを実感してこなかったのではないのでしょうか？

それは、米軍基地が沖縄に集中しているからでしょう。

「沖縄のこと」として無関心でいた、その間に私達の主権は失われてきました。

日米地位協定改定の声は、日本弁護士連合会の提言や野党の見直し案など、改定の声がやっと上がってきたようです。今、私たちが改定すべきは、憲法より、むしろ日米地位協定ではないのでしょうか。

28日から始まった国会論戦にも期待したいものです。